

# 令和8年度介護者サロン設置・運営支援研修事業業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度介護者サロン設置・運営支援研修事業業務

## 2 委託業務の目的

市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等の職員等に対して介護者サロンの重要性や設置・運営等に関する研修を実施し、各地域での介護者サロンの設置・運営を支援する。

## 3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 受講者数目標

以下の(2)介護者サロン設置・運営基礎研修(動画配信)及び(3)介護者サロン運営実践研修を合わせて300人以上の受講を目標とする。

### (2) 介護者サロン設置・運営基礎研修(動画配信)

市町村や地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等を対象に、ケアラー支援におけるピアサポートや介護者サロン等の意義、その効果について理解を促し、介護者サロンの設置を促す研修を実施する。研修内容の検討に当たっては「介護者サロン等運営実践マニュアル」(令和6年11月埼玉県福祉部地域包括ケア課発行)を参考にすること。

#### ア 業務内容

- (ア) 研修動画の作成
- (イ) 研修動画配信開始の案内・周知
- (ウ) 講師の手配、謝金(交通費含む)の支払い
- (エ) 研修動画の納品
- (オ) その他

#### イ 研修概要

- (ア) 講義時間及び動画本数：提案による
- (イ) 公開方法：WEB公開方式(埼玉県限定公開セミナー動画チャンネルに掲載)
- (ウ) 実施時期：令和8年8月～令和9年3月31日

- (エ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団体の職員等

#### ウ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。

### (3) 介護者サロン運営実践研修

市町村や地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等を対象に、立ち上げ・運営に関するノウハウを学ぶ研修を実施する。

具体的な事例を豊富に盛り込むとともに、グループワークにより受講者同士の情報交換を促進する等、動画配信以外の手法を活用することによるメリットを活かす構成とすること。

#### ア 業務内容

- (ア) 研修会の企画
- (イ) 研修会の運営
- (ウ) 研修会の開催案内・周知、参加者の取りまとめ
- (エ) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い
- (オ) 研修アンケートの作成・取りまとめ
- (カ) 研修動画の納品
- (キ) その他

#### イ 研修概要

- (ア) 研修回数：提案による

※幅広い参加者確保のための工夫について提案に盛り込むこと。

例) 各回でサブテーマを設定する、現場でのニーズに応えるテーマとする 等

- ①家族介護教室等市町村の既存の取組をきっかけとした集いの場づくり
- ②ニーズ調査と参加者集め～口コミ・声掛けを活用する～
- ③参加者集めのためのデザイン・情報発信のコツ
- ④事例紹介と情報交換会

- (イ) 実施方法：オンライン研修又はオンライン研修よりも効果的と思われる形式を提案すること（県内全域から参加者が集まるように配慮すること）
- (ウ) 研修時間：提案による
- (エ) 実施時期：令和8年10月から令和9年3月の間（11月に少なくとも1回は実施すること）
- (オ) 対象者：県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、民間支援団

#### 体の職員等

- (カ) 募集人数：受講者数目標を達成できるように設定し、提案すること
- (キ) 備考：介護者サロンを運営している参加者の悩みの解決に繋がるような研修内容とすること。（例：集客や周知の工夫、プログラムの構成等）

#### ウ 留意事項

- ・日程調整、プログラムの作成、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・プログラムの実施にあたっては、グループワークや事例紹介など研修受講者の理解がより進む手法を用いること。
- ・令和6年度県作成の「介護者サロン等運営実践マニュアル」に沿った内容とすること。

## 5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (3) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (6) 作成した研修資料については、研修の一貫性を確保するため、次年度以降に県で類似の研修を委託する場合に委託先事業者に参加者に参考を提示する必要がある。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。